

京都市告示第 196 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、臨時休館について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 23 年 7 月 19 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する日

平成 23 年 8 月 15 日（月）及び同月 16 日（火）

2 休館の理由

特高受変電設備の法定保守点検のため

（産業観光局商工部産業政策課）